

令和 7 年度 中野区介護サービス事業者集団指導 通所型サービス事業所等

令和 7 年 1 1 月

中野区 地域支えあい推進部 介護保険課 介護事業者係

次第

日時 令和7年11月20日（木） 14時～16時
場所 中野区役所 6階 605会議室

1. 集団指導の開催に当たって
2. 運営指導等に関する講義
介護保険課 介護事業者係
3. 他係・他課からのお知らせ
 - (1) 介護保険課 管理係
 - (2) 福祉推進課 高齢者専門相談係

配布資料一覧

- 令和 7 年度中野区介護サービス事業者集団指導
- 別紙 1 処遇改善加算リーフレット 1
- 別紙 2 処遇改善加算リーフレット 2
- 別紙 3 中野区介護保険施設等の指導監督基準
- 別紙 4 令和 7 年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針
- 別紙 5 契約解除に関する対応の留意点
(平成 27 年度版 東京都における介護保険サービスの
苦情相談白書の一部抜粋)
- 別紙 6 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル
(一部抜粋)
- 別添資料 福祉推進課 高齢者専門相談係より
高齢者虐待発見チェックシートなど

集団指導の開催に当たって

1. 集団指導の目的・内容について

【目的】

- 適正なサービスを提供するために必要な情報を伝達する
- サービスの質の確保・保険給付の適正化

【内容】

- ①介護保険関係法令の改正の内容
- ②運営指導の実施方針及び運営指導での主な指摘事項
- ③事業所の指定及び加算等に関する届出
- ④苦情・事故報告への対応など

※概ね3年から6年に1回、各事業所にて実地で実施する運営指導や6年に一度の指定更新申請時の審査と合わせて、国の定める基準に従い、適切なサービスが提供できるように各事業者と区が協力していく取り組みの一つとなります。ご理解の上、ご参加ください。

集団指導の開催に当たって

2. 開催方法と対象種別

集合形式・動画配信（Youtube）で開催します。

【集合形式】

- 中野区役所の会議室で実施します。

【動画配信】

- Youtubeで令和8年3月末まで公開します。
- 公開期間、URLはケア倶楽部をご確認ください。
- 動画配信の内容は、集合形式による実施内容と同じです。

集団指導の開催に当たって

2. 開催方法と対象種別

今回の集団指導の対象サービス種別は**通所系サービス**です。

○居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター

※その他、介護支援専門員の在籍する事業所も参加可能。

※（看護）小規模多機能型居宅介護は居宅系サービスに該当するため参加必須。

○**通所系サービス（通所介護、総合事業通所型サービス、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）**

○訪問系サービス（訪問介護・総合事業訪問型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）

○認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護

集団指導の開催に当たって

3. 出席確認・質問

ケア倶楽部で配信されるアンケートで、回答・質問してください。

※締め切り：**2月末**

The screenshot displays the Kea Club website interface. The top navigation bar includes links for Home, Notice, Bulletin Board, Member Search, and Activity Record. The main content area is divided into two columns. The left column features a 'Important Notice' section with a message about email address registration, a 'New Survey' section highlighted with a red box, and a 'Notice/Information' section. The right column contains a grid of service icons, including 'Bulletin Board', 'Member Search', 'Registration Management', 'Activity Record Search', 'Activity Record Registration', 'Resource Registration', 'Survey' (highlighted with a red box), 'Frequently Asked Questions', 'Regional Resource Distribution Map', and 'User Information Change'. The bottom of the page shows a list of notices for various districts and a footer with contact information.

※いただいた質問は、後日区HP上で回答させていただきます。

目次

1. 加算について	P. 8
2. 管理者の兼務について	P. 10
3. 運営指導について	P. 12
4. 運営指導における主な指摘事項等について	P. 19
5. 事業所の指定に係る届出等について	P. 34
6. 電子申請届出システムについて	P. 41
7. 区に寄せられた苦情・相談について	P. 46
8. 事故報告について	P. 53
9. けあプロ・n a v i、ケア倶楽部について	P. 70
10. 他係、他課からのお知らせ	
(1) 介護保険課 管理係	P. 79
(2) 福祉推進課 高齢者専門相係	P. 80

1. 各種加算について

①介護職員等処遇改善加算

- 令和7年4月1日より、介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）の各区分が無くなりました。
- 令和7年4月以降、新たに（Ⅰ）～（Ⅳ）を算定する場合
 - ①介護給付費算定に係る体制等関する届出書（体制届）
 - ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（体制等状況一覧表）
 - ③介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（処遇改善計画）を提出してください。
- 同加算の詳細、相談窓口については厚生労働省ホームページをご確認ください。
URL：<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/>

1. 各種加算について

②業務継続計画未策定減算

- サービス種別によっては令和7年4月1日より同減算が適用される場合があります

問 165 業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようなのか。

(答)

業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり。

~~~~~  
~~~~~

③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月
---	---	--------

【参考】介護保険最新情報V o l . 1 2 2 5

2. 管理者の兼務について

基準上、管理者は常勤かつ管理業務に専従することが求められています。

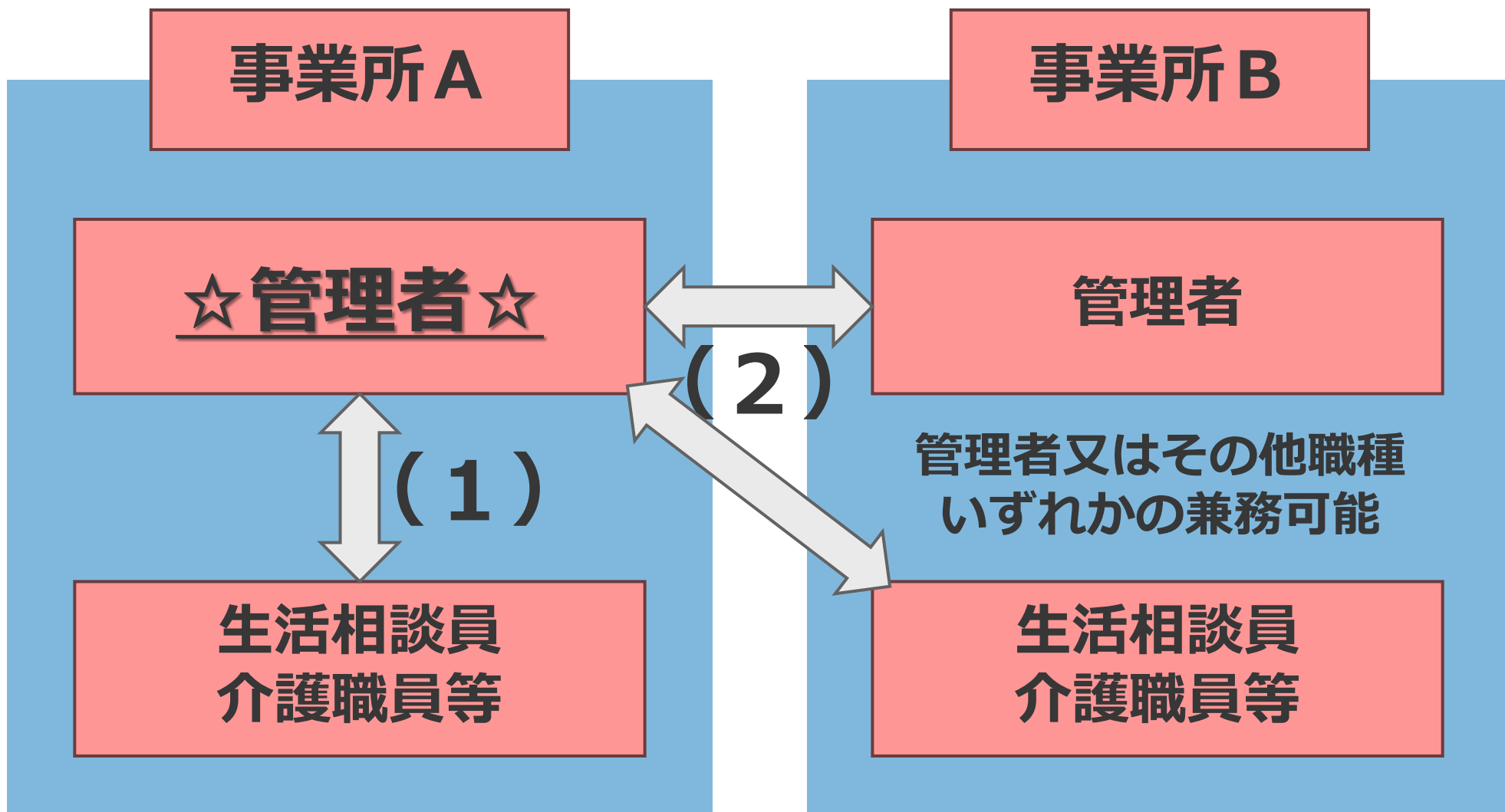
ただし、以下の**いずれか**の場合であって、**当該事業所の管理業務に支障がない**時は、他の職務を兼ねることができるとされています。

(1) 当該事業所の従事者としての職務に従事する場合。

(2) 同一の事業者によって設置された他の事業所・施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合。

※ **「管理業務に支障がない」**とは、
当該他の事業所・施設等に従事する時間帯も、当該事業所の職員及び業務の一元的な管理、指揮命令に支障が生じないことを指す。

2. 管理者の兼務について



3. 運営指導について

①運営指導について

中野区では「中野区介護保険施設等の指導監督基準※」を定め、この基準に基づき、運営指導を行います。

※別紙3 又は下記URLの中野区ホームページをご確認ください。

<https://www.city.tokyonakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenkofukushi/kaigohoken/uneishido.html>

Ⅰ 運営指導について

中野区では、介護保険法第23条、以下掲載の「中野区介護保険施設等の指導監督基準」及び「令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針」に基づき、介護サービス事業者に対して運営指導を実施しています。

運営指導は、事業所の運営、人員、設備状況及び利用者記録の確認を行うことで、サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的としています。

[中野区介護保険施設等の指導監督基準（PDF形式：253KB）](#)

[介護保険施設の指導監督について（厚生労働省）（PDF形式：641KB）](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（厚生労働省）（PDF形式：178KB）](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について（厚生労働省）（PDF形式：237KB）](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件（厚生労働省）（PDF形式：2,032KB）](#)

[介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（厚生労働省）（PDF形式：227KB）](#)

[令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針（PDF形式：596KB）](#)

3. 運営指導について

②実施方針について

毎年度、指導監督基準とは別に指導の実施方針※を定め、その実施方針に基づき運営指導を実施しています。

※別紙4 又は下記URLの中野区ホームページをご確認ください。

<https://www.city.tokyonakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenkofukushi/kaigohoken/uneishido.html>

Ⅰ 運営指導について

中野区では、介護保険法第23条、以下掲載の「中野区介護保険施設等の指導監督基準」及び「令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針」に基づき、介護サービス事業者に対して運営指導を実施しています。

運営指導は、事業所の運営、人員、設備状況及び利用者記録の確認を行うことで、サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的としています。

[中野区介護保険施設等の指導監督基準（PDF形式：253KB）](#)

[介護保険施設の指導監督について（厚生労働省）（PDF形式：641KB）](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（厚生労働省）（PDF形式：178KB）](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について（厚生労働省）（PDF形式：237KB）](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件（厚生労働省）（PDF形式：2,032KB）](#)

[介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（厚生労働省）（PDF形式：227KB）](#)

[令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針（PDF形式：596KB）](#)

3. 運営指導について

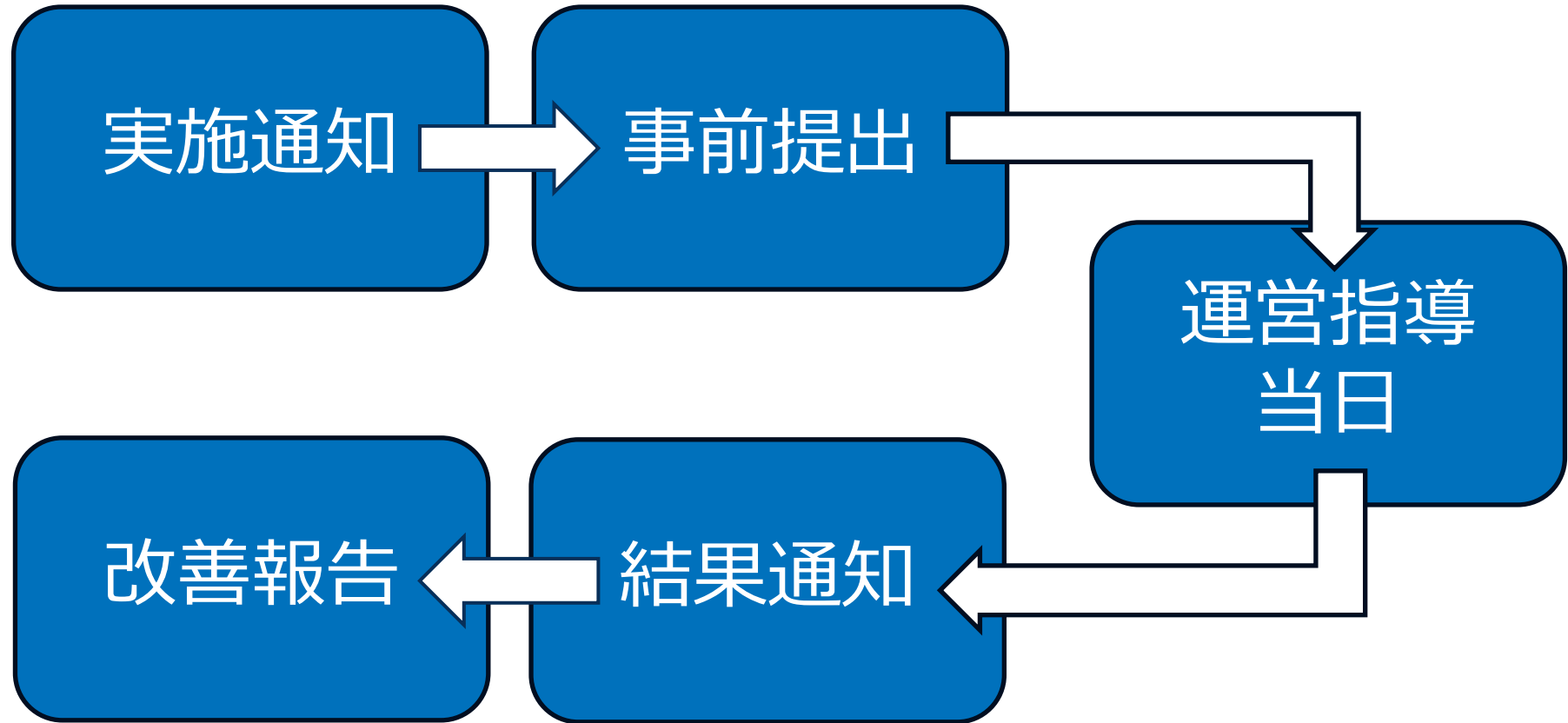
③基本方針について

運営指導

運営指導は、事業者等に対して、国指針に基づき、法及びその他の関係法令等で定める指定基準、調査等対象サービスの取り扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、事業者等の育成及び支援に主眼を置いて実施する。

3. 運営指導について

④運営指導の流れ



3. 運営指導について

④運営指導の流れについて

(1) 運営指導前

- 指導日の約1か月前に実施通知を送付します。

※通知を送付する前に事業所へ電話連絡し、日程等の事前調整を行います。

株式会社〇〇〇〇
代表者 様

7 中 地 介 第 〇 〇 〇 号
令和 7 年 〇 月 〇 日

中野区長 酒井 直人

運営指導の実施について (通知)

このことについて、下記のとおり実施しますので通知します。

記

1. 根拠法令及び目的
(根拠法令) 介護保険法第23条
(目的) 介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。

2. 対象事業所
(事業所名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
(所在地) 東京都中野区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
(事業種別) 〇〇〇〇〇〇〇〇

3. 実施日時及び場所
(日時) 令和7年〇月〇〇(〇) 9時30分から12時30分まで
※指導内容等により、最大16時までの延長又は日を改めて実施する場合があります。
※原則、実地にて実施しますが、感染症等の発生状況に応じて、Web会議システムを利用する場合があります。
(場所) 上記2のとおり

4. 指導担当者
介護事業者様 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
担当者様、状況により変更する場合があります。

5. 事業者等の出席者
運営指導当日は事業者の立会いをお願いします。
※必要により、管理者以外の職員に対しても聞き取り等を行う場合があります。

6. 準備すべき書類等
別紙「運営指導・準備書類一覧」参照
事前提出が必要な資料は、令和7年〇月〇〇日(〇)までに提出してください。
なお、実地にて行う場合の当日の提出資料について、Web会議システムを利用した運営指導の場合には、実施日の前週の日曜日までには介護保険課介護事業者係(中野区役所3階4番窓口)に提出してください。資料の返却については、運営指導の実施時に説明します。
また、利用者記録確認対象者について、実地にて行う場合は当日に、Web会議システムを利用した運営指導の場合は実施日の数日前にお知らせします。

7. 当日のスケジュール等

9:30	挨拶・運営指導についての説明
9:40	事業所の設備及び備品等の確認
11:00	運営関係のヒアリング
11:30	利用者記録のヒアリング
12:20	昼食
12:30	終了(最大16時まで延長又は日を改めて実施する可能性があります)

※Web会議システムを利用した運営指導の場合はスケジュールが変わる場合があります。その際は改めてお知らせします。

8. 運営指導上の留意点
運営指導の実施にあたっては、感染症対策等を徹底したうえで実施します。

9. 問合せ及び提出先
〒164-8501 中野区中野四丁目1番19号 3階4番窓口
中野区 地域支えあい推進部 介護保険課 介護事業者係
TEL 03-3228-8878
メールアドレス: kaizunigiyousya@city.tokyo-nakano.lg.jp
(〒エス)

※実施通知 (見本)

3. 運営指導について

④運営指導の流れについて

(2) 運営指導当日

- 指導時間は以下のとおりです。

- 居宅サービス：9：30～12：30（目標）

- 施設・居住系サービス：9：30～16：00（目標）

※指導・確認項目が多い場合、実施時間の延長又は日を改めて運営指導を行う可能性もあります。

- 原則、区の職員3名以上で指導班を編成し、指導を行います。

※サービス種別・事業者の状況等に応じて、指導の一部を委託している事務受託法人の職員が同行する場合があります。

- 運営関係の資料や利用者記録を確認し、ヒアリングを行った後に指導結果をまとめ、評価点及び改善点について講評を行います。

3. 運営指導について

④運営指導の流れについて

(3) 運営指導後

- 指導日から概ね1か月後までに結果通知書を送付します。
- 改善を要する事項がある事業者に対して、改善報告書の提出を求めます。
※報告期限は結果通知書通知日より1か月以内です。
- 介護報酬の返還を要する場合、自己点検及び過誤一覧の提出を求めます。
※報告期限は結果通知書通知日より1か月以内です。

4. 運営指導における主な指摘事項について

【根拠法令】（地域密着型（介護予防）サービス）

● 中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（密着条例）

● 中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（密着解釈）

【根拠法令】（総合事業通所型サービス）

● 介護保険施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（総合基準）

○ 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（総合解釈）

4. 運営指導における主な指摘事項について

【根拠法令】（通所介護）

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領

4. 運営指導における主な指摘事項について

①内容及び手続の説明及び同意について

根拠法令	●密着条例 第59条の20（第9条準用） 第80条（第9条準用） ●総合基準 第69条（第7条準用）
指摘事項	●重要事項説明書を利用者又はその家族に説明・同意・交付したことが記録から確認できなかった。
確認 ポイント	●重要事項説明書を説明・同意・交付した際は、以下のいずれかの方法によって記録してください。 1. 介護記録等に記載する。 2. 重要事項説明書にあらかじめ、説明・同意・交付について記載する。 ※交付の記録漏れが多く確認されました。

4. 運営指導における主な指摘事項について

②心身の状況等の把握

根拠法令	●密着条例 第59条の6、第80条（第59条の6準用） ●総合基準 第69条（第7条準用）
指摘事項	●サービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況把握に努めていることが確認できない。 ●サービス担当者会議の記録を保管しておらず、会議に出席していることが確認できない。
確認ポイント	●利用者の状況を把握するためにサービス担当者会議へ参加したことの記録を残す。 ●やむを得ず欠席する場合は、ケアマネジャーからの意見の照会に回答し、記録に残す。

4. 運営指導における主な指摘事項について

③通所介護計画の作成について

根拠法令	●密着条例 第59条の10、第71条 ●総合基準 第63条第4号、第5号
指摘事項	●アセスメントを実施していることが記録から確認できなかった。 ●通所介護計画の作成に当たり、説明し同意を得ていることが確認できなかった。 ●交付の記録がされていないケースがあった。
確認ポイント	●利用者の状態等を把握し、利用者の希望等を明確にするためにアセスメントを実施してください。 ●通所介護計画を利用者へ説明・同意・交付したこと、その日付を記録してください。

4. 運営指導における主な指摘事項について

④通所介護計画の作成について

根拠法令	●密着解釈 第3－二の二－3（3）⑤ 第3－三－3（2）⑥ ●総合解釈 第3－3－2－（2）③
指摘事項	●モニタリングの結果を利用者又は家族に説明していることが確認できない。
確認 ポイント	●モニタリングの実施に当たり、モニタリング結果を利用者又はその家族に説明してください。 ※モニタリング結果 ○通所介護計画に従ったサービスの実施状況 ○通所介護計画の目標の達成状況 ○通所介護計画の評価

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑤サービス提供の記録について

根拠法令	●密着条例 第59条の20（第20条準用） 第80条（第20条準用） ●総合基準 第60条の2第2号（第17条の2 準用）
指摘事項	●日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等を記録していることが確認できなかった。
確認ポイント	●提供日・提供した具体的なサービスの内容と共に、利用者の心身の状況を記録してください。 ●利用者からの申出があったら、記録した情報を提供する必要があります。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑥居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

根拠法令	●密着条例 第59条の20（第17条準用） 第70条（第17条準用） ●総合基準 第63条第3号
指摘事項	●居宅サービス計画の内容と相違したサービスが提供されていた。 ●居宅サービス計画の内容にないサービス（服薬介助、計画と異なる通所日、計画より長い時間のサービス）が提供されていた。
確認 ポイント	●提供するサービスに変更があった場合は担当ケアマネジャーに連絡し、居宅サービス計画を変更してもらってください。 ●通所介護計画を変更し、計画に沿ったサービスを提供してください。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑦指定相当通所型サービスの具体的取扱方針について

根拠法令	●総合基準 第63条第11号
指摘事項	●総合事業利用者について1か月に1回、利用者の状態、サービスの提供状況等を確認し、介護予防支援事業者等に報告していることが記録から確認できない。 ※介護予防認知症対応型通所介護も含む。
確認ポイント	●少なくとも1か月に1回、以下の内容について介護予防支援事業者等に報告する。 ○通所型サービス計画に係る利用者の状態 ○当該利用者に対するサービスの提供状況

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑧勤務体制の確保について

根拠法令	●密着条例 第59条の13、第80条(第59条の13準用) ●総合基準 第54条
指摘事項	●勤務する事業所名及び職務内容を、雇用契約書等で明確にしていなかった。

⑨事故発生時の対応について

根拠法令	●密着条例 第59条の18 第1項、第2項 第80条（第59条の18準用） ●総合基準 第59条 第1項、第2項
指摘事項	●中野区への報告を要する事故について、事故報告書を提出していなものがあつた。（参考：53ページ）
確認ポイント	●事故が発生した場合の対処方法については、あらかじめ通所介護事業者が定めておくことが望ましいです。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑩秘密保持等について

根拠法令	●密着条例 第59条の20（第35条準用） 第80条（第35条準用） ●総合基準 第69条（第29条準用）
指摘事項	●個人情報の利用に当たり、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者からの同意のみで家族からの同意を得ていないものがあった。
確認 ポイント	●家族の個人情報を利用する場合は、家族（複数いる場合は代表可）からの同意を得てください。 ●遠方にいる場合でも、郵送等でのやり取りにより同意を得てください。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑪介護職員等処遇改善加算について

根拠法令	介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示
指摘事項	●新加算に係る賃金改善について、職員に周知していることが確認できなかった。
確認ポイント	●賃金改善を行う方法等については、処遇改善計画書を用いて周知してください。 ●就業規則等の内容についても周知してください。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑫設備・備品について

●事務室及び相談スペースについて

- 個人記録を施錠できるキャビネット等で管理しているか。
- 鍵の管理は適切か。
- 個人情報を外から見える状態で保管していないか。
- 相談者のプライバシーを保護しているか。

●洗面所等、手指洗浄の設備・備品について

- タオル、ブラシ等の衛生品を共用にしていないか。
- コップや歯ブラシの保管は適切か。
- ゴミ箱にゴミが溜まったまま放置していないか。

●衛生用品について

- 手袋、マスク、エプロン、消毒液等、衛生用品が備えてあるか。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑫設備・備品について

●安全対策について

- 薬の管理は適切か（利用者の手が届く場所に置いていない）
- 家具の固定等、転倒防止対策が行われているか。
- 家具の上等の頭より高い場所に、重いものや硬いものを保管していないか。
- 食器棚等のガラス飛散防止対策は適切に行っているか。
- 危険物（洗剤、包丁やハサミ等の刃物、先の尖ったもの、口に入れる危険のあるもの（ビー玉等）等）を利用者の手が届く場所に置いていないか。
- 動線上に歩行の妨げになるような障害物はないか。
- 冷蔵庫内の食品の消費期限等の管理は適切か。
- ゴミ箱にゴミが溜まったまま放置していないか。
- カーテン等は防災製品を使用しているか。
- 避難経路を適切に確保しているか。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑫設備・備品について

●掲示物について

○事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、相談者が利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けているか。

○苦情を処理するために講じる措置の概要について記載した文書を、事業所に掲示又は利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けているか。

※下記URLから、運営指導で使用する指摘事項票を閲覧できます。

URL : <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/uneishido.html>

5. 事業所の指定に係る届出等について

①指定に係る必要な書類

下記URLよりご確認ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/jigyosyo-shitei.html#teisyutu>

中野区ホームページにある「Google 提供」の検索ボックス、または「目的別検索 > ページID検索」に「877742477」と入力することでも閲覧可能です。

The screenshot shows the Nakano City homepage. At the top left is the Nakano City logo with the text '中野区 NAKANO CITY'. To its right is a Google search bar with the text 'Google 提供' and a magnifying glass icon. Further right are links for '音声読み上げ・文字拡大', 'Multilingual', and 'やさしいにほんご'. On the far right is a blue button with a magnifying glass icon and the text '目的別検索'. Below these are two buttons: '防災・安全情報' and '休日・救急診療'. A navigation bar below contains links: '子育て・教育', 'くらし・手続き' (highlighted in blue), '健康・福祉', 'まちづくり', and '区政情報'. Below the navigation bar is a breadcrumb trail: 'トップページ > くらし・手続き > 申請書ダウンロード > 健康・福祉 > 介護保険サービス > 介護サービス事業所の指定申請・更新・変更・加算等に係る届出について'. On the right side of the page, there is a red box containing the text 'ページID : 877742477'.

介護サービス事業所の指定申請・更新・変更・加算等に係る届出について

5. 事業所の指定に係る届出等について

②申請書類等の提出書類について

- 原則、電子申請届出システムによる提出が必要です。

※難しい場合は従来どおり、メール、郵送又は窓口持参も可と
しています（F A X不可）。

③各種届出について

（1）指定更新

- 指定有効期限日の1か月前までに更新申請書と必要添付書類を提出してください。

（2）変更届

- 変更日から10日以内に変更届と必要添付書類を提出してください。

5. 事業所の指定に係る届出等について

③各種届出について

(2) — 2 事業所所在地を変更する場合

- 事業所所在地が変更される場合、区職員が**変更前に**新事業所の設備及び備品の確認を行います。
- 移転前に**区へ相談が必要です。
- 区外へ移転する場合、**中野区へ廃止届**を、**移転先の区市町村へ指定申請書**を提出してください。
- 指定申請については、移転先の区市町村へのご相談ください。

5. 事業所の指定に係る届出等について

③各種届出について

(3) 加算の届出

- 体制要件のある加算を開始・変更・終了する場合、以下の書類を提出してください。
 - 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）」
 - 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（体制一覧表）」
 - 各種加算の必要添付書類
- 提出期限は**算定開始月の前月 15日**となります。
※認知症対応型共同生活介護は**算定開始月の1日**。
- 「介護職員等処遇改善加算（上段）」と「ADL維持等加算（下段）」は、以下のURLをご確認ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/kaigosyokuinsyogu.html>

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/adliji.html>

5. 事業所の指定に係る届出等について

③各種届出について

(4) 廃止・休止・再開届

- 廃止・休止届は予定日の1か月前までに提出してください。

※廃止・休止に当たり、利用者を他事業所へ移行する場合、「移行先リスト」を併せて提出してください。

- 再開届は再開日から10日以内に提出してください。

※再開する場合、その月の「勤務形態一覧表」を、さらに休止前と現況に変更がある場合、変更届を提出してください

④指定申請書等の標準化について

- 中野区では申請書・その他添付書類様式を国の示す標準様式に合わせています。詳しくは以下のURLから厚生労働省ホームページをご確認ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

5. 事業所の指定に係る届出等について

⑤業務管理体制に係る届出について

	区分	届出先
1	事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
2	事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
3	事業所が同一指定都市内に所在する事業者	指定都市の長
4	事業所が同一中核市内に所在する事業者	中核市の長
5	地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
6	1～5以外の事業者	都道府県知事

対象の事業者	届出事項
全ての事業者	○事業者の名称 ○事業者の主たる事務所の所在地 ○事業者の代表者の氏名、生年月日、住所及び氏名 ○法令順守責任者の氏名及び生年月日
事業所数が20以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための規定の概要
事業所数が100以上の事業者	業務執行の状況の監査の方法の概要

5. 事業所の指定に係る届出等について

⑤業務管理体制に係る届出について

- 中野区ホームページ

「業務管理体制の整備に係る届出」

U R L : <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/gyomukanritaisei.html>

- 業務管理体制の整備に関する届出システム

U R L : <https://www.kaigo-gk.mhlw.go.jp/laicomea/cmns01l/cmns01l1/init.do>

6. 電子申請届出システムについて

①電子申請届出システムの概要

- 電子申請届出システムは、介護分野の文書負担軽減を目的としたシステムです。
- 詳細は以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

②中野区での電子申請届出システムによる申請受付について

- 中野区では令和6年10月1日から電子申請届出システムによる申請受付を開始しています。
- 利用方法の詳細は、中野区ホームページをご確認ください。
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko_hukushi/kourei/kaigohoken/kaigoservice/denshishinsei.html
- 同システムによる提出が原則ですが、難しい場合は従来通り、メール、郵送又は窓口持参での提出も可とします。

6. 電子申請届出システムについて

③受付可能な申請・届出の種類

- 新規指定申請書（要事前相談）
- 指定更新申請書
- 変更届
- 加算届
- 廃止・休止届
- 再開届
- 指定辞退届

- 各種様式については、以下の中野区ホームページをご確認ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/jigyosyo-shitei.html>

6. 電子申請届出システムについて

④電子申請届出システム利用に当たっての事前準備

(1) GビズIDの取得

- 電子申請届出システムには「GビズID」でログインします。
- 以下のリンクから取得が可能です。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※取得には申請から2週間～1か月ほどかかります。



6. 電子申請届出システムについて

④電子申請届出システム利用に当たっての事前準備

(2) 登記情報提供サービス

- 登記事項証明書を電子で提出できるサービスです。
- 使用は必須ではありませんが、使用する場合は以下のリンク先をご確認ください。

<https://www1.touki.or.jp/use/index.html>

- 同サービスを利用しない場合は、以下の方法により登記事項証明書を提出してください。
 1. 登記事項証明書をPDFデータにして、電子申請届出システムで提出する。
 2. その後、原本（紙媒体）を郵送する。

6. 電子申請届出システムについて

⑤ログイン画面及び操作マニュアル

- 以下のリンク先からログイン可能です。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- 操作方法は以下の動画をご確認ください。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl_5MM5

- 操作マニュアルは以下の中野区ホームページをご確認ください。

https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko_hukushi/kourei//kaigoservice/denshishinsei.html

4. ログイン画面及び操作マニュアル

「電子申請届出システム」を活用した指定申請等に係る申請届出等は、下記リンクより行ってください。

[電子申請届出システム ログイン画面（外部サイト）](#)

また、本システムの操作方法については、以下に記載している資料をご参照ください。

【参考資料】

[【電子申請届出システム】 介護事業所向け操作ガイド（PDF形式：10,097KB）](#)

[【電子申請届出システム】 操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版（PDF形式：9,618KB）](#)

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

①令和6年度の苦情・相談等の状況

●サービス種類ごとの件数

居宅介護支援	訪問介護	訪問看護	特別養護 老人ホーム	その他	合計
11件	4件	0件	1件	59件	75件

●苦情内容ごとの件数

サービスの質	従業員の態度	管理者等の対応	説明・情報不足	利用者負担	その他	合計
4件	7件	6件	5件	0件	53件	75件

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

②苦情・相談事例

区に寄せられた苦情・相談等を共有します。

ケース	各種書類への署名について
相談者	利用者家族
相談内容	○事業者の訪問時色々な書類にサインをしたが、後から見返すと内容が全く分からない。 ○きちんとした説明もなくサインだけを求めているのか。
確認ポイント	○ケアプランや個別計画書は、計画の内容について、利用者又はその家族に丁寧な説明をして同意を得てください。

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

②苦情・相談事例

ケース	自転車や送迎車の駐輪・駐停車について
相談者	近隣住民
相談内容	○駐輪・駐停車によって歩行の妨げや、歩行者が危険な状態となっている。 ○注意したことで職員と言い合いになった。
確認ポイント	○駐輪場等がない場所、道幅が狭い場所への訪問時や送迎時の駐輪・駐停車時は交通ルールを守ってください。 ○区民等から苦情を受け付けた場合は適切に説明し、近隣住民と良好な関係を保つことができるように、細心の注意を払ってください。

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

②苦情・相談事例

ケース	車両での移動について
相談者	近隣住民
相談内容	○送迎車が狭い道路をスピードを出して走行してきたため、歩行者にぶつかりそうになった。 ○一時停止を怠った自転車が歩行者と接触した。お互いケガはなかったが自転車に介護事業所の名前が書かれていた。
確認ポイント	○送迎車には高齢者が乗車していることを意識し、歩行者にも注意して運転してください。 ○自転車も車両であることを再確認し、交通ルールを守ってください。

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

②苦情・相談事例

ケース	職員の喫煙について
相談者	近隣住民
相談内容	○事業所の職員が路上喫煙をしていた。 ○たばこの煙が近隣の住宅に流れ込んでくる。 ○道路の側溝に吸殻を投げ捨てていた。
確認 ポイント	○たばこの煙の匂いなどによる近隣住民とのトラブルを避けるためにも、喫煙所内での喫煙に努めてください。 ○喫煙場所や吸殻については、関係法令に従って適切な場所での喫煙・吸殻の処理をするよう、細心の注意を払ってください。

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

③契約解除におけるトラブルについて

事業者が必要な手続きを踏まずに一方的に契約を解除した場合や事業者が提示した契約解除事由に利用者又はその家族が納得できないことによる苦情が区に寄せられます。

【留意点①】

- 介護保険サービスにおいては、法令により事業者が正当な理由なくサービス提供を拒んではならないとされている。
- 事業者は原則として利用申込に応じなければならない。
- 利用者又は家族の背信行為によりサービス継続が困難な場合でも、契約解除を回避するように努める必要がある。
- 正当な理由により、やむを得ず契約を解除しなければならない場合は、契約書の掲載事項に則した対応をする。

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

③契約解除におけるトラブルについて

【留意点②】

- 契約解除事由・介助手続きについて利用者又は家族に説明し、同意を得る。
- 契約書又は重要事項説明書で定めた、一定の予告期間等の手続きを遵守する。
- 関連事業所と連携し、他の事業者を紹介するなど利用者へのサービス提供が滞らないようにする。

【参考資料】

別紙5「平成27年度 東京都における介護保険サービスの苦情相談白書」

別紙6「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」

※どちらも一部抜粋

8. 事故報告について

①事故報告の取扱い

(1) 事故報告の具体的な取扱いについて

事故発生時の報告方法・報告が必要な事故の範囲等については、中野区公式ホームページから「介護サービス提供時に事故が発生した場合の報告について」及び「中野区介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」をご確認ください。

内容

介護サービス提供中に事故が発生した場合は適切な対応を行い、速やかに報告してください。

事故報告の際には、報告方法及び報告が必要な事故の範囲（報告を要しない事例も含む）等の詳しい内容を示した以下の書類をご参照ください。

「介護サービス提供時に事故が発生した場合の報告について」（PDF形式：617KB）

「介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」（PDF形式：90KB）

H P：介護保険事業者等における事故発生時の報告

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/jikohasseiji.html>

8. 事故報告について

①事故報告の取扱い

(2) 事故報告書の様式について

事故発生時の報告には、中野区ホームページに掲載されている様式を使用してください。

ページID : 659242159

介護保険事業者等における事故発生時の報告

様式

事故発生時の報告には以下の様式を使用してください。

[「事故報告書」](#)（エクセル：72KB）

※「介護保険最新情報Vol.1332」により、事故報告書様式が新しい様式に変更になりました。事故情報の収集・分析に使用するため、最新の様式を使用してください。

※事故報告書はPDFに変換せず、Excelファイルのまま提出してください。

8. 事故報告について

①事故報告の取扱い

(3) 感染症の報告について

令和5年5月8日以降の感染症等の取扱いは以下のとおりです。

【提出が必要なもの】

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条」に基づく指定感染症（1類～5類（5類の定点把握感染症を除く））」
- 食中毒
- 疥癬

※事故報告書の提出に当たっては、保健所へ相談し、その指示及び対応状況を記入してください。

【提出が不要なもの】

- 新型コロナウイルス感染症（5類の定点把握感染症）

8. 事故報告について

①事故報告の取扱い

(4) 厚生労働省が定める基準に基づく事故報告以外の報告について「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づき、以下の場合には迅速に区・保健所へ連絡する必要があります。区への報告は事故報告書の様式を使用してください。

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらと疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらと疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

※新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザも含みます。

8. 事故報告について

②報告方法

- 原則、**Excelファイル**の事故報告書を**電子メール**で提出してください。
- 第1報は事故発生時から遅くとも5日以内に提出してください。
- 緊急を要するものについては、仮報告を電話で行い、直ちに事故報告書の第1報を提出してください。
 - ※緊急を要するものの例
 - ・感染症が拡大している
 - ・法令違反や著しい非行行為（虐待）
 - ・その他、施設や事業所運営に関わる重大な事故
- 対象者が複数いる場合は、「氏名」「年齢」「被保険者番号」「被害状況」などの必要項目を記載した一覧表を添付することで、一括で報告することができます。

8. 事故報告について

②報告方法

- 事故が長期化する場合、追加で経過報告を提出する必要があります。

※報告書上部に報数（第2報、第3報...）を記載してください。

事故報告書（事業者→中野区）

（別紙）

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

☐ 第1報	☐ 第 ____ 報	☐ 最終報告
------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------

提出日： 年 月 日

1事故 状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他 ()							
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日	
2 事業 所の	法人名								
	事業所（施設）名							事業所番号	
	サービス種別								

8. 事故報告について

②報告方法

- 事故対応が終了した時点で、最終報告を提出してください。
※第1報時点で事故処理が終了している場合は、「第1報兼最終報告」として報告が可能です。

事故報告書（事業者→中野区）

（別紙）

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

☐ 第1報		☐ 第 ____ 報		☐ 最終報告		提出日： 年 月 日			
1事故 状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他 ()							
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日	
2 事業 所の	法人名								
	事業所（施設）名						事業所番号		
	サービス種別								

8. 事故報告について

③報告を要しない事例

以下の事例に該当する場合、事故報告書の提出は不要です。

- 利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することがなく、軽微な治療のみで対応した場合
- 利用者が身体的被害を受け、医療機関を受診した場合において、診察又は検査のみで、治療を伴わない場合
- 老衰など事業者、利用者及び第三者の責に帰さない原因で死亡した場合
- その他、被害又は影響が極めて軽微な場合

8. 事故報告について

④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	充電中のバッテリーの発火について
事例	○掃除機のバッテリー（リチウムイオン電池）充電中に発火した。 ○バッテリーが純正品ではなかった。
確認ポイント	○火災報知器の発報により、職員による発火場所の発見・初期消火の実施、利用者の安否確認・避難誘導が行われたため、けが人が出ませんでした。 ○改めて使用しているバッテリー製品の見直しや点検に努めてください。 ○避難訓練を定期的の実施し、職員の連携・利用者の安全確保に努めてください。

8. 事故報告について

④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	落薬・誤投薬について
事例	○利用者への服薬ミス ○他利用者への誤投薬 ○記録漏れによる二重投薬
確認ポイント	○個々の既往歴・病歴により重大な事故に発展する可能性があります。 ○薬の保管方法・投薬時の確認方法等を今一度見直し、未然防止に努めてください。 ○事故発生時は自己判断せず、医師・看護師に報告し指示を仰いでください。

8. 事故報告について

④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	転倒事故について
事例	○トイレへの移動時の転倒 ○介助中に「待っててください」と声をかけ、そばを離れた際の転倒
確認ポイント	○利用者本人も一人で立ち上がり・歩行ができると考えがちです。 ○介助前に利用者が動いてしまい、転倒に至る事案が多いです。 ○利用者の動きを見ながら声掛けなどを行い、細心の注意を払って介助をしてください。

8. 事故報告について

④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	原因不明なあざやケガについて
事例	○要介護度が高く、A D Lの低下により、自発動作の少ない利用者の原因不明なあざやケガ ○拘縮の見られる利用者の原因不明なあざやケガ ○認知症を患った利用者が、痛みを訴えているにも関わらず長期間骨折を放置されていた。
確認ポイント	○骨粗鬆症により骨折しやすくなっているケースがあります。 ○個々の介助方法の再確認等、細心の注意を払ってください。 ○長期的に痛みを訴える利用者に注意してください。 ○虐待が疑われる場合は速やかに区に通報してください。

8. 事故報告について

④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	個人情報紛失、漏洩について
事例	○利用者へ渡した書類に、他の利用者から預かった書類が混入していた ○個人情報が記載された郵便物を誤発送した。
確認ポイント	○個人情報の管理・持ち出し等の規程を今一度見直してください。 ○個人情報を含む書類の発送時は、封入した個人情報・宛先等に誤りがないか、ダブルチェックを行うなど、細心の注意を払ってください。

8. 事故報告について

④ 報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	徘徊・離設について
事例	○職員が目を離した時に、利用者が行方不明になる。 ○施設から離設して、警察に保護される。
確認 ポイント	○すぐに発見されるものもあれば、翌日まで発見されないものもあります。 ○場合によっては、利用者の健康状態に影響を及ぼすこともあります。 ○普段から離設防止に努め、細心の注意を払ってください。

8. 事故報告について

④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	金品や私物の紛失について
事例	○利用者・職員の私物・金銭が紛失し、見つからない。
確認 ポイント	○事を荒げたくない、などの意向により、警察への通報を望まない方もいます。 ○利用者は「誰かが盗んだ」という不信感を持ち続けています。 ○警察への通報が遅れると、証拠が無くなってしまい、事実が分からなくなってしまう。 ○客観的に見て盗難が疑われる場合は、警察への通報を勧めてください。

8. 事故報告について

⑤よくある問合せ（F A Q）

Q 1. 誤薬があった場合の事故報告書の提出は必要か。

A 1. 必要です。

Q 2. 落薬があった場合の事故報告書の提出は必要か。

A 2. 落薬により服薬が確認できない場合は必要です。

Q 3. 入浴時、身体に痣を確認した。事故報告書の提出は必要か。

A 3. 「③報告を要しない事例」に該当する場合でも、原因が特定できないケガや痣の場合は事故報告書の提出が必要です。

Q 4. 個人情報情報の漏洩、紛失時、事故報告書の提出は必要か。

A 4. 職員、利用者又は第三者の故意、過失による行為及びそれらが疑われる場合は必要です。

8. 事故報告について

⑥介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドラインについて

令和6年度老人保健健康増進等事業において「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」が作成されました。

本ガイドラインは介護保険施設サービスを主な対象としていますが、居宅サービス等の安全管理に関する内容も盛り込まれています。詳しくは介護保険最新情報Vol.1436をご確認ください。



参考
介護現場におけるリスクマネジメント
について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kourei/kaigo_koureisha/boushi/kaigo_jiko.html

9. けあプロ・n a v i、ケア倶楽部について

① サイト概要

【けあプロ・n a v i】

- 区内の介護事業所・通いの場を誰でも検索・閲覧できる、区民向けの介護事業所検索サイトです。



9. けあプロ・n a v i、ケア倶楽部について

① サイト概要

【けあプロ・n a v i】

- 「事業所名」「地域」「サービス名」などから検索できます。
- 事業所の空き情報も簡単に閲覧可能です。



9. けあプロ・n a v i、ケア倶楽部について

① サイト概要

【ケア倶楽部】

- 中野区からののお知らせやアンケート等を閲覧することができる
区内介護事業所向けの情報提供サイトです。

ホームページ お知らせ 掲示板 関係者専用検索 活動記録

お知らせ・情報

タブ内の数字は、過去1ヶ月分の未読のお知らせの数を表しています。

6 中野区のお知らせ 11 厚生労働省 14 都道府県 10 老人福祉施設協議会 24 シルバー新報

介護保険課 管理係
【申請する場合は回答必須（10/31まで）】令和7年度介護福祉士受給手数料助成金の需要量調査の実施について 未読 2025年10月06日

介護保険課 管理係
重要 【11月4日締切】「令和7年度東京都認知症対応型サービス事業開設者研修」申込のお知らせ 未読 2025年10月06日

介護保険課 管理係
介護の日イベントに実施する「おしごと相談会」への参加希望調査について（参加申込：10月27日まで、資料提出10月30日まで） 未読 2025年10月02日

地域包括ケア推進課（在宅医療推進係）
【中野区医師会】令和7年度中野区在宅療養（摂食・えん下機能）支援事業 第2回人材育成研修会のご案内 未読 2025年10月01日

介護予防推進係
（総合事業）介護予防ケアマネジメント及びサービス活動B・CにおけるQ&Aの掲載について（動画2） 既読 2025年09月19日

中野区のお知らせ一覧

掲示板 関係者専用検索 登録済み活動記録検索 活動記録登録 資源登録

アンケート よくある質問 地域資源分布マップ

ユーザー情報変更

9. けあプロ・navi、ケア倶楽部について

① サイト概要

【ケア倶楽部】

- 会員サイトからは国や都からののお知らせを閲覧でき、「関係者専用検索」からは事業所情報の検索が可能です。

The screenshot displays the '中野区 ケア倶楽部' (Nishi City Kea Club) website. The top navigation bar includes links for 'ホーム' (Home), 'お知らせ' (Notice), '掲示板' (Bulletin Board), '関係者専用検索' (Member Search), and '活動記録' (Activity Record). The 'お知らせ' and '関係者専用検索' links are highlighted with red boxes. Below the navigation bar, there is a section for '中野区のお知らせ一覧' (List of Nishi City Notices) with filters for '自治体' (Municipality) and 'カテゴリ' (Category). The '関係者専用検索' (Member Search) section is also visible, featuring a search bar and three main search categories: '地図・住所から探す' (Search by Map/Address), 'サービスから探す' (Search by Service), and '事業所名から探す' (Search by Facility Name). The search results section shows '検索結果: 315件' (Search Results: 315 items) and '表示中: 1~10件' (Displaying: 1~10 items).

9. けあプロ・navi、ケア倶楽部について

②中野区からのお知らせについて

- トップ画面には最新 5 掲載分しか表示されませんが、以下のボタンをクリックすると、これまでのお知らせも閲覧できます。



介護保険課 管理係

【回答期限11/7(金)】ケアプランデータ連携システム支援事業の需要量調査にご協力ください

☑未読 2025年10月10日

介護保険課 管理係

【10/10更新】令和7年度中野区介護サービス事業所研修（全15回）の実施について

☑未読 2025年10月10日

介護保険課 管理係

【東京都】「福祉現場における働き方の多様化」に関する調査の実施について

☑未読 2025年10月10日

介護保険課 管理係

【災害時情報共有システム】令和7年台風22号に係る注意喚起・被災状況報告について

☑未読 2025年10月09日

介護保険課 管理係

【申請する場合は回答必須（10/31まで）】令和7年度介護福祉士受験手数料助成金の需要量調査の実施について

☑未読 2025年10月06日



中野区のお知らせ一覧

9. けあプロ・n a v i、ケア倶楽部について

②中野区からのお知らせについて

- 条件を絞り込んで検索することもできます。

The screenshot displays the search interface of the 'けあプロ・n a v i' website. It features three main filter sections on the left, each with a red box and a number indicating a step:

- 1 自治体を選ぶ**: A dropdown menu with '中野区' (Nishi-Shinjuku Ward) selected.
- 3 サブカテゴリを選ぶ**: A dropdown menu with '全てのサブカテゴリ' (All subcategories) selected.
- 2 カテゴリを選ぶ**: A dropdown menu with '全てのカテゴリ' (All categories) selected, which is currently open, showing a list of categories including '重要なお知らせ', '新型コロナウイルス感染症', '介護保険課 管理係', '介護保険課 介護資格保険料係', '介護保険課 介護認定係', '介護保険課 介護給付係', '介護保険課 介護事業者係', '介護予防推進係', '高齢者サービス係', '地域包括ケア推進課（在宅医療推進係）', '地域包括ケア推進課', '地域活動推進課', '高齢者支援基盤整備係', '福祉推進課', and '中野区保健所'.

Below the filters, the search results are displayed:

- 検索結果: **318件** 表示
- 絞り込み条件: なし
- 表示件数: 10件 ▼
- Navigation buttons: 先頭, <<前, **1**, 2, 3, ...
- Current selection: 介護保険課 管理係

9. けあプロ・n a v i、ケア倶楽部について

③事業所各位へのお願い

- 事業所番号ごとにアカウントを登録しています。
- サービス種別ごとに閲覧できるお知らせが異なりますので、登録している事業所番号ごとにお知らせを確認してください。
- ログイン用 I D ・ P W のお問い合わせは、介護事業者係まで。
- このサイトは中野区が委託した「トーテックアメニティ株式会社」が運用しています。
- 各事業所へ「トーテックアメニティ株式会社情報センター」から F A X で調査票が送付されます。
- 区民やケアマネジャーが、最新かつ正確な情報を入手することができるようにするため、F A X への回答をお願いいたします。

9. けあプロ・navi、ケア倶楽部について

③事業所各位へのお願い

(1) けあプロ・naviに掲載する事業所情報調査

- 区内介護サービス事業所を対象に、事業所情報の修正や変更の有無を調査するFAXを送付します。
- 送付元は「トーテックアメニティ株式会社情報センター」です。
- 頻度は1年に1回です。（直近は2025年7月10日に送付）

(2) 介護サービス事業所空き情報調査のお願い

- 区内介護サービス事業所を対象に、事業所の空き情報を調査するFAXを送付します。
- 送付元は「トーテックアメニティ株式会社情報センター」です。
- 頻度は次のページのとおりです。

9. けあプロ・n a v i、ケア倶楽部について

③事業所各位へのお願い

（２）介護サービス事業所空き情報調査のお願い

サービス種類	調査内容	頻度
居宅介護支援	新規ケアプランの作成可能数	隔週 1 回
通所介護	利用者の受け入れ可能数（曜日毎）	週 1 回
地域密着型通所介護	利用者の受け入れ可能数（曜日毎）	週 1 回
認知症対応型通所介護	利用者の受け入れ可能数（曜日毎）	週 1 回
認知症対応型共同生活介護	新規受け入れ件数	月 1 回
短期入所生活介護	施設の空き情報（日別・男女別）	週 1 回：2 週間分 月 1 回：3 か月分
短期入所療養介護	施設の空き情報（日別・男女別）	週 1 回：2 週間分 月 1 回：3 か月分
特定施設入居者生活介護	待機者数	月 1 回
介護老人福祉施設	待機者数	月 1 回
介護老人保健施設	空床（室）数、待機者数、特別な医療の受入	月 1 回
小規模多機能型居宅介護	利用者の定員・現登録数・登録可能数	月 1 回
看護小規模多機能型居宅介護	利用者の定員・現登録数・登録可能数	月 1 回

10. 他係・他課からのお知らせ

(1) 介護保険課管理係からのお知らせ

中野区では区内の介護保険サービス事業所等を対象に、介護保険サービスの質の向上を目的として介護サービス事業所研修を年間15回実施しています。

本研修はオンライン及びアーカイブ配信での実施となっているため、参加しやすい形式となっています。また、主任介護支援専門員更新研修の要件該当となる研修や運営基準上必須となる研修（※）に対応したものが含まれているため、ぜひご参加ください。

※業務継続計画・高齢者虐待に関する研修など

今年度のスケジュールについてはケア倶楽部及び区HPで周知しているためそちらをご確認ください。

たくさんのご参加をお待ちしております。

https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko_hukushi/kourei/kaigohoken/kaigoservice/kaigokensyu.html

10. 他係・他課からのお知らせ

(2) 福祉推進課高齢者専門相談係から高齢者虐待のお知らせ

虐待されている高齢者を発見した場合は速やかに、地域包括支援センター又は高齢者専門相談係へ相談・通報します。

高齢者虐待防止法第5条では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。

高齢者や養護者からの虐待の訴え・相談を受けたとき、あるいは高齢者や養護者等の様子を通じて虐待と思われる状況に気づいたときは、地域包括支援センター又は高齢者専門相談係に相談・通報します。

特に高齢者の身体に原因不明の痣があったり養護者から暴言を言われているなど生命や身体に重大な危険が生じているおそれがある場合は、即時の通報が必要です。（※なお、入浴時等に不自然な痣を発見したときはご本人の同意の下、写真で記録を撮ることは重要なポイントです。）

通報するときには、高齢者の体調の変化や家庭状況などの情報を的確に報告します。

《早期発見のポイント》

- ・ 高齢者の送迎や家庭訪問等で、高齢者本人や養護者双方の良い聞き役になるなど、信頼関係を強めます。
- ・ 「**高齢者虐待発見チェックシート**」（資料編）を活用するなど、高齢者の体調や家庭状況の変化に気づく視点を日頃から身に付けます。
- ・ 日頃より、ケアマネジャーと連携をとり、意見が交換できるような体制をつくります。

《関係機関との協力》

区から要請があった場合には、事実確認や個別ケース会議等には積極的に参加・協力します。あわせて、虐待を受けていると思われる高齢者に関する情報についての的確に提供します。

《虐待情報の連絡体制の整備》

高齢者虐待と思われる情報を速やかに相談・通報するため、通所介護事業所内部における相談・通報体制を整備しておく必要があります。

高齢者虐待対応

《個人情報・プライバシーへの配慮》

高齢者虐待の対応にあたっては、高齢者本人や養護者の個人情報を関係者間で共有することが必要不可欠です。一方で、高齢者や養護者には、家族内の問題を知られたくないといった思いもあり、非常に繊細な問題として扱わざるをえないことになります。そのため、支援にあたる事業者は支援の過程で知り得た高齢者本人及び養護者の個人情報やプライバシーの保護について、特に配慮していく必要があります。

養介護施設従事者による高齢者虐待通報

通所介護施設職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した職員は速やかに下記連絡先に通報することが必要です。

○福祉推進課 高齢者専門相談係
電話 03-3228-8951

○介護保険課 介護事業者係
電話 03-3228-8878

動画視聴後の出席確認について

ご視聴いただきありがとうございました。
ケア倶楽部で配信されるアンケートから、出席の回答・中野区に対しての質問を入力してください。回答期限は**2月末**までです。
いただいた質問は、後日、区HP上で回答させていただきます。

ホーム お知らせ 掲示板 関係者専用検索 活動記録

重要なお知らせ

重要 【要確認】ケア倶楽部に登録のメールアドレスの注意事項について 2025年03月28日

重要なお知らせの一覧

新着アンケート

【回答期限9/30】指導検査システムの導入にあたっての利用意向アンケート [送信前]

お知らせ・情報

タブ内の数字は、過去1ヶ月分の未読のお知らせの数を表しています。

17 中野区のお知らせ 15 厚生労働省 17 都道府県 11 老人福祉施設協議会 23 シルバー新報

福祉推進課 | 高齢者専門相談係

ホーム お知らせ 掲示板 関係者専用検索 活動記録

掲示板 関係者専用検索 登録事業所管理

登録済みの活動記録検索 活動記録登録 資源登録

アンケート よくある質問 地域資源分布マップ

ユーザー情報変更

【介護保険事業者向け】介護事業所関連情報

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/kaigojigyosyokanren.html>



中野区ホームページ > 目的別検索 > ページID検索から「195810690」と入力していただくと、自動で遷移します。各種リンクから指定・指導・事故報告など、必要な情報を閲覧することが可能です。

中野区 けあプロ・n a v i 地域・社会資源把握支援システム

<https://carepro-navi.jp/nakano>



区民向け介護施設・事業所検索サイト「けあプロ・n a v i」のページです。
右下の【会員専用ページ > ログインする】から、介護事業者向けの情報提供サイト「中野区ケア倶楽部」へログインが可能です。

